

## 第三期一般事業主行動計画(総括)

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

### 目標 1

平成 29 年 3 月までに、育児・介護休業、育児短時間勤務などの制度の周知を徹底し、男性職員を含め育児・介護休業の取得率の 3%の達成を目指す。

### 結果

2 年間の間において 女性 5 名 男性 1 名の育児休業  
男性 1 名の介護休業を取得  
正職員、パート等含め 7/189=3.7%で目標が達成

育児短時間勤務利用者 女性 1 名

### 目標 2

平成 29 年 3 月までに、目標 1 の未達成の部分を改善するためにも、産前産後及び育児・介護休業時における補助職員の配置体制の制度化を行う。

### 結果

目標 1 の達成においては、育児休業時は各施設単位で非常勤職員、パート職員、派遣職員を配置して育児休業取得に取り組んだ。

## 第四期一般事業主行動計画

1 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの 2 年間

2 内容

目標 1

第三期一般事業主行動計画同様、平成 31 年 3 月までに、育児・介護休業、育児短時間勤務などの制度の周知を徹底し、男性職員を含め育児・介護休業の取得率の 3%の継続を目指す。

目標 2

平成 31 年 3 月までに、ワークライフバランスの充実を図るためにも、一年を通じて、特別休暇を 3 日間増やすことを目指し、生活の充実を目指す

<対策>

- ・平成 29 年 4 月～ ①育児・介護休業規程についての周知を行う  
②特別休暇を増やすための体制の問題点について検討を行う
- ・平成 30 年 4 月～ ①の継続として新規採用者に対して、育児・介護休暇規定について周知を行う  
②で検討されたことを実現するためのハード面、ソフト面の検討を行う
- ・平成 30 年 10 月～ 仮の体制にて特別休暇を 3 日間増やせるかの確認を行う